

平成21年10月から

住民税の年金からの 引き落としが始まります

現在、年金を受給して、住民税を納税する義務のある方は、年4回、納付書か口座振替による方法で納税されています。10月から納税方法が変更になり、年金を支給する社会保険庁などの年金保険者が住民税を年金から引き落とし、町へ直接納入することになりました。この変更により、納税の手間が省かれるとともに、町の事務の効率化が図られるものと見込まれています。

4月1日現在、65才以上の年金受給者で、住民税の納税義務のある方が対象です

ただし、次の方は対象になりません。

介護保険料が年金から引き落としされていない方

引き落としされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える方など

対象者の方には、平成21年6月に「道町民税・特別徴収開始通知書」によりお知らせしています。

平成21年10月支給分の年金から引き落とし（特別徴収制度）が始まります

(例) 住民税の年税額が6万円（年金所得のみ）の場合

これまでの納め方

月	納付書で納める (普通徴収)			
	6月	8月	10月	1月
税額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

年額の1/4ずつを納付書で納めていただいていた。↓

平成21年度の納め方

月	納付書で納める (普通徴収)		年金から引き落とし (特別徴収)		
	6月	8月	10月	1月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月と8月に年額の1/4ずつを納付書や口座振替で納めていただきました。残りを10月以降に支給される年金から3回に分けて引き落とします。

平成22年度以降の納め方 ↓

月	年金から引き落とし (特別徴収)					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	(仮徴収) 前年度の2月と同じ額			(本徴収) 22年度の年額の残りの1/3ずつ		

4月、6月、8月は前年度の2月と同じ額を引き落とします。10月以降は年額から4月、6月、8月の税額を差し引いた残りの額を引き落とします。

[Q & A]

Q・税の負担が増えるの？

A・税の納付方法が変更になるもので、新たな負担が増えることはありません。

Q・これまでどおりに納付書や口座振替で納めたい。納付方法は選べないのか？

A・引き落としの対象となる方は、原則年金からの引き落としとなります。自分で方法を選ぶことはできません。



☎ お問い合わせ 財務課税務係 ☎ 0164-62-1211(内線256) ✉ zaimu@town.haboro.lg.jp